

## 春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="220 566 309 598">附 則</p> <p data-bbox="172 609 596 640">（期末手当等に関する特例措置）</p> <p data-bbox="134 651 796 1077">12 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定の適用については、第17条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第18条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。</p>	<p data-bbox="884 566 973 598">附 則</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。